

## 和・汗・創造

発行日：平成29年 7月 3日（月）

発行：能美市立寺井中学校

生徒指導部



いよいよ1学期も残り約3週間となりました。学習、部活動、係活動等で自分自身を成長させることができましたでしょうか？すべてが順調であったという人は少ないかもしれませんが、小さな失敗や課題となったことを、しっかりと反省し、次に活かせることができれば、最終的に成功のための過程だったといえます。良い結果を出せた人は、その取り組みを続けていきましょう。また、思うような結果が出せなかった人は、行動や取り組みを変えていきましょう。行動を変えなければ、結果も変わりません。

7月は1学期のまとめの月です。今一度、規則正しい生活や授業にむかう姿勢を再点検し、身のまわりの整理整頓や正しい身だしなみ、ルール・マナーを守り、安全な登下校を行うなど、1学期を良い形でしめくくり、「夏休み」を迎えてほしいと思います。

また、県大会に出場するみなさんは、まずは体調管理をしっかり行い、日々の練習を充実させ、部員一丸となって心身ともに万全な状態で試合にむかってほしいと思います。部活動を引退した3年生は、気持ちの切りかえをし、次なる目標にむかって進んでいって下さい。1・2年生は、新リーダーとなる2年生を中心に新たな目標の設定を行い、協力しながら、まずはこの夏の練習を充実させていって下さい。自分のやるべきことや役割を自覚し、時間に流されることなく有意義な「夏休み」を送ってほしいと思います。

さて、7月の心のテーマは「役割と責任」です。そこで、今月の目標は…、



## 7月・心のテーマ「役割と責任」

～自分の役割をやりとげよう～

\*\*\* 新たな役割の自覚とともに、自分の役割を確認し、しっかりと果たそう \*\*\*

先月中に新たな「役割」が加わった人も多いと思います。生徒会が新役員に代わったり、2学期の二大行事である「体育祭」の組織がされたり、「加賀地区大会」を終え、代替わりする部活動があったりと、これまでの自分からのチェンジを求められる人がいると思います。また、年度当初から継続して受け持っている「役割」が確実に実行しているかを確認する必要もあります。それぞれの「役割」を適切に果たすには、まずその「役割」の内容を理解することはもちろん、より良く行っていくために工夫していくことが大切です。時には優先順位を考え、一つひとつを確実に実行することも必要です。決して「名ばかりの役職」にならないよう、全体の利益のために自らの「責任」をしっかり果たしましょう。

自分としっかりと向き合い、今どうすることが最善なのかを判断し、真摯な態度や真剣さを持って取り組んでいって下さい。そして、その「役割」を終えたとき、しっかりとやり遂げたあとに感じられる真の達成感と達成感を味わってほしいと思います。

この機会に、これまでの役割に一区切りがついた前期生徒会役員のみなさんや部活動のキャプテンのみなさんへは今日までの頑張りに対して大きな拍手を送りたいと思います。本当にお疲れさまでした。

\*\*\* 自分たちの学級や部活動を今一度見つめ直し、次へのステップアップを目指そう \*\*\*

1学期にあったいろいろな経験を通して自分なりの成長や自分が所属する集団の成長を感じられていますか。今年度の一つの節目となる1学期の終了を前にし、自らが歩んできた道を振り返ることは大切です。成功・失敗のそれぞれの体験が、今後プラスにはたらくように、自信と反省の両面を大切に次のステップアップに向けて確かな一歩を踏み出していって下さい。

# 登下校時の自転車マナー・交通ルールをしっかりと守ろう

自転車のルールやマナーの遵守に関して、皆さんのことを案じた地域の方から学校へ連絡をいただくことがあります。ノーヘルや並進、スピードの出しすぎなどについてです。交通安全は心のスキや気のゆるみがあったら成立しません。被害者にも加害者にもならないためにも、十分に気をつけてください。

また、自転車にカギをかけることを徹底し、イタズラ等が起こらない環境づくりを進めるとともに、自転車置き場の自転車の止め方にも気を配りましょう。先に登校した人が寄せて止めてあげると後からの人も止めやすいですね。そんな心配りができる人が増えるといいなと思います。

\*\*\*\*\*

## 自転車安全利用五則 ※自転車に乗る際に守るべきルールのうち、特に重要とされるもの。

- 1：自転車は「車道」が原則、歩道は例外
- 2：車道は左側を走行
- 3：歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4：安全ルールを守る
  - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5：子どもはヘルメットを着用



## 自転車運転者講習制度

【自転車運転者講習の対象となる危険行為】

- 1：信号無視
- 2：通行禁止道路（歩行者用道路など）の通行
- 3：自転車通行が認められている歩行者用道路での歩行者妨害
- 4：通行区分違反（右側通行など）
- 5：路側帯での歩行者の進路妨害
- 6：遮断踏切への立ち入り
- 7：信号のない交差点での左方向からの車・優先者妨害
- 8：交差点を右折する時の直進車・左折車の進路妨害
- 9：環状交差点内を通行する車両などの進行妨害
- 10：指定場所での一時不停止
- 11：歩行者通行時の通行方法（歩道の車道寄りを通行するなど）の違反
- 12：制動装置（ブレーキ）不備の自転車運転
- 13：酒酔い運転
- 14：安全運転義務違反（確実な操作で、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転することを怠った場合）
  - ◇傘をさしての運転
  - ◇2人乗り（小さい子供専用の椅子がついている場合は除く）
  - ◇携帯電話を使用しての運転
  - ◇イヤホンで音楽などを聞きながら運転（周囲の音が聞こえない）



【自転車運転者講習制度のながれ】 ※受講命令に違反した場合…5万円以下の罰金

- ①自転車運転者が危険行為をくり返す ※3年以内に2回以上
- ②交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者（悪質自転車運転者）に講習を受けるように命令
- ③講習の受講 ※3ヶ月以内の指定された期間に受講
  - ◇講習時間：3時間
  - ◇講習手数料：5,700円（標準額）

